

特許権	判決年月日	令和2年3月19日	担当部	知財高裁第3部
	事件番号	令和元年(行ケ)第10100号		
○ 発明の名称を「窒化物半導体積層体及びそれを用いた発光素子」とする発明について、本件取消決定にいう周知技術を認定することはできず、別の理由に基づき容易想到ともいえないとして、異議決定を取り消した事例。				

(事件類型) 特許取消決定取消 (結論) 決定取消

(関連条文) 特許法29条2項

(関連する権利番号等) 特許第6252092号

(審決) 異議2018-700519号

判 決 要 旨

- 1 本件は、原告が有する発明の名称を「発明の名称を「窒化物半導体積層体及びそれを用いた発光素子」とする発明に係る特許権に対する特許取消決定の取消しを求める訴訟である。

争点は、進歩性の有無である。

- 2 本判決は、以下のとおり、本件発明の進歩性を否定した本件取消決定には誤りがあると判示した。

- (1) 本件技術が周知技術であると認定したことについて

被告が指摘する引用文献4から6において、組成傾斜層の技術は、それぞれの素子を構成する特定の半導体積層体構造の一部として、異なる技術的意義のもとに採用されているといえるから、各引用文献に記載された事項から、半導体積層体構造や技術的意義を捨象し上位概念化して、半導体発光素子の技術分野において、その駆動電圧を低くするという課題を解決するために、A1GaN層のA1の比率を傾斜させた組成傾斜層を採用すること（本件技術）を導くことは、後知恵に基づく議論といわざるを得ず、これを周知の技術的事項であると認めることはできない。

なお、隣接する2つの層の間のヘテロギャップを低減させることで駆動電圧を低減させることを目的として、当該層を組成傾斜層とするという限度では、周知の技術的事項を認める余地はある。しかし、引用発明Aのアンドープ層について、駆動電圧の低下を目的としてヘテロギャップの低減を図るために、組成傾斜層とする動機付けがあるとは認められない。

- (2) 格子定数差を緩和するため組成傾斜層を用いる動機付けがあるとの主張について

半導体積層体において、組成傾斜層を用いることにより半導体層間の格子定数差を緩和すること自体は周知の技術事項であるとしても、当業者にとって、半導体層間の格子定数差はおよそ許容できないものであり、これがあれば組成傾斜層の適用が当然

に試みられるとまでは認められず，組成傾斜層の適用が容易想到というためには，引用発明 A において格子定数差に基づく問題が発生していることなど，そのための契機が必要というべきである。

引用文献 1 には，各半導体層間の格子定数差を課題として認識するような記載は見当たらない。また，そうであるのに，被告が主張するように，各半導体層の組成比を仮定しさらに場合分けをしてまで半導体層間の格子定数の差を顕在化させることを当業者が行うとは考え難いし，仮に被告が主張するとおりの格子定数差を当業者が認識したとしても，それが，組成傾斜層を用いて格子不整合を緩和する必要があると考えるほどの差であるのかも明らかではない。

以上によれば，引用発明 A に接した当業者が，格子定数差の緩和を目的として，アンドープ層及びドーピング層の双方を組成傾斜層とする動機付けがあるとは認められない。

以上